

2025年度全日本強化選手選考会岡山県予選会

開催要項

- 1 日 時 令和8年1月31日(土) 10:00～
- 2 会 場 岡山武道館 練習道場 岡山市北区いずみ町2-1-8
- 3 主 催 岡山県柔道連盟
- 4 協 力 岡山県高等学校体育連盟柔道専門部
- 5 階 級 男子：90Kg、100Kg 女子：70Kg、78Kg
- 6 参加資格 (1) 以下に示す条件に該当し参加を希望する者とする。
 - ア 2025年10月26日に行われた第75回岡山県高等学校柔道優勝大会兼令和7年度岡山県高等学校新人柔道大会男子個人90kg級・100kg級、女子個人70kg級・78kg級で第1位、第2位、第3位(2名)に入賞した者。
 - イ 2026年1月18日に行われる第48回全国高等学校柔道選手権大会岡山大会男子個人81Kg級、女子個人63Kg級で第1位、第2位、第3位(2名)に入賞した者。
 - ウ 2026年1月18日に行われる第48回全国高等学校柔道選手権大会岡山大会男子個人無差別、女子個人無差別で上位に入賞した者。
※岡山県柔道連盟強化委員会で選考された者。(2) 選手は学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
(3) 2025年度、(公財)全日本柔道連盟に登録を完了した者。
(4) 2007年4月2日以降に生まれた者(2025年4月2日現在、18歳未満であり、第1・2学年に在籍)同一学年の出場は1回限りとする。
(5) 外国人留学生については、卒業を目的として入学していること(短期留学は認めない)。
- 7 試合方法 (1) 国際柔道連盟試合審判規程ならびに(公財)全国高体連柔道専門部申し合わせ事項による。
 - ア 試合時間は3分間とする。
 - イ 「優勢勝ち」の判定基準は「有効」または「僅差」(「指導」差2)以上とする。
 - ウ 試合終了時に得点差がない場合、もしくは、「指導」差が1以下の場合、ゴールデンスコア方式の延長戦を時間無制限で行う。延長戦は、「有効」以上の得点があった時点、または、「指導」の数に差が出た時点で試合終了となる。
※「指導」の累積により両者が同時に「反則負け」となった場合は、スコアをリセットして、ゴールデンスコア方式の延長戦を時間無制限で行い、勝敗を決する。延長戦で「指導」の累積により両者が同時に「反則負け」となった場合は、スコアをリセットして、再度ゴールデンスコア方式の延長戦を時間無制限で行い、必ず勝敗を決する。(2) 試合はトーナメント戦または、リーグ戦で行う。
- 8 計 量 令和8年1月31日(土) 岡山武道館 練習道場 8:30～9:20
- 9 参加申込 別紙申込書を令和8年1月21日までに電子メールで下記のアドレスまで送ること。【メール】okajuren@biglobe.ne.jp

- 1 0 表 彰 第 1 位、第 2 位を表彰する。第 1 位を本県代表とする。
- 1 1 組合せ 令和 8 年 1 月 2 6 日（月）に岡山県柔道連盟事務局HPへ公開する。
- 1 2 服 装 試合者は下記規格の白柔道衣を着用すること。
- (1)柔道衣について
全日本柔道連盟柔道衣規格に合格した柔道衣を着用すること。
- (2)帯について
国際柔道連盟公認マークまたは全柔連認証番号ラベル(“JU”と4桁の数字が入ったラベル)がついている帯を着用すること。
全柔連柔道衣規格合格品のリストは全柔連HPを参照すること。
柔道衣の大きさ又は規格が規定に合わない場合は出場を認めない。
- 1 3 ゼッケン 各自で下記の要領にて必ず縫い付けること。
- (1)布地は白色とし、苗字を上部2/3、所属を下部1/3に記載すること。
(2)書体は楷書体とし、ゴシック体または明朝体を用いること。
(3)男子は黒文字、女子は赤文字とする。
(4)サイズは、横30cm～35cm、縦25cm～30cm。
(5)後ろ襟から5～10cm下部に縫い付け、対角線にも強い糸で縫い付けること。
- 1 4 そ の 他 (1)皮膚真菌症(トンスランス感染症)について、発症の有無を各チームの責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手は、迅速に医療機関において的確な治療を行なうこと。選考会時に、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、選考会への出場ができない場合もある。
- (2)主催が選考会にて出場選手の傷害保険に加入し、その費用を負担する。
- (3)脳振盪対応について、選手及び指導者は以下の事項を遵守すること。
選考会前1ヶ月以内に脳振盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。選考会中、脳振盪を受傷した者は継続して当該選考会に出場することは認めない。
- (4)選手の安全面への配慮から監督・引率教員各1名の派遣をすること。
- (5)派遣旅費については、各学校で負担すること